



鳥取県公報

令和6年10月11日（金）
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（39）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例（40）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（38）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（39）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・ 10

公布された条例のあらまし

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

申請の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号並びに本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務を拡大する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

個人番号を利用することができる事務に、不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加する。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務に、(1)の事務を追加する。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

1 条例の改正等の理由

これまで鳥取県社会福祉審議会において調査審議していた児童福祉に関する事項等をより専門的に調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置することに伴い、所要の規定の整備を行う。

2 条例の概要

(1) 児童福祉法第8条第1項本文及び第2項に規定する事項、母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条に規定する事項、母子保健法第7条に規定する事項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置するとともに、鳥取県社会福祉審議会及び子育て王国とっとり会議の審議事項を見直す。

(2) 鳥取県社会福祉審議会条例を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年10月23日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。

(ア) 鳥取県児童福祉施設に関する条例

(イ) 子育て王国とっとり条例

(ウ) 鳥取県認定こども園に関する条例

公布された規則のあらまし

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた個人番号を利用することができる事務を定める。

2 規則の概要

(1) 個人番号を利用することができる不妊治療に要する費用の助成に関する事務は、体外受精又は顕微授精による不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県不妊治療費助成金の受給資格の認定に関する事務とする。

(2) 施行期日は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

◇ 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県児童福祉審議会の設置に伴い、当該附属機関の庶務担当機関を定める。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県児童福祉審議会の庶務担当機関は、子育て王国課とする。
- (2) 施行期日は、令和6年10月23日とする。

条 例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">7 知事</td> <td>私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>7の2 知事</td> <td>不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	7の2 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの	略		<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">7 知事</td> <td>私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの	略	
略															
7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの														
7の2 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて、規則で定めるもの														
略															
略															
7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であつて、規則で定めるもの														
略															

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>7の2の項</u>までに掲げる事務</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から<u>7の項</u>までに掲げる事務</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和6年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項	鳥取県社会福祉審議会	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項本文及び第2項に規定する事項 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項 (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条に規定する事項
略		略	
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(2) 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項
略		略	
子育て王国とっとり会議	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項	子育て王国とっとり会議	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
略		略	

鳥取県青少年 問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条 例（昭和28年鳥取県条例第46 号）第2条に規定する事項	鳥取県青少年 問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条 例（昭和28年鳥取県条例第46 号）第2条に規定する事項
鳥取県児童福 祉審議会	(1) 児童福祉法第8条第1項 本文及び第2項に規定する事 項 (2) 母子及び父子並びに寡婦 福祉法（昭和39年法律第129 号）第7条に規定する事項 (3) 母子保健法（昭和40年法 律第141号）第7条に規定す る事項 (4) 就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律（平成18 年法律第77号）第25条に規定 する事項		
略		略	

（鳥取県社会福祉審議会条例の廃止）

第2条 鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月23日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県社会福祉審議会で調査審議していた事項（同表の鳥取県社会福祉審議会の項右欄第2号から第4号までに掲げるものに限る。）及び子育て王国とっとり会議で調査審議していた事項（同表の子育て王国とっとり会議の項右欄第3号に掲げるものに限る。）については、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県児童福祉審議会が引き継いで調査審議するものとする。

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

3 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（水準の向上）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事は、<u>鳥取県児童福祉審議会</u>の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。</p>	<p>（水準の向上）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 知事は、<u>鳥取県社会福祉審議会</u>の意見を聴き、児童福祉施設の設備及び運営の向上を図るものとする。</p>

（子育て王国とっとり条例の一部改正）

4 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(子育て支援等推進計画) 第11条 略 2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議、<u>鳥取県青少年問題協議会及び鳥取県児童福祉審議会</u>の意見を聴くものとする。</p>	<p>(子育て支援等推進計画) 第11条 略 2 知事は、子育て支援等推進計画を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議<u>及び鳥取県青少年問題協議会（鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会をいう。）</u>の意見を聴くものとする。</p>

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

- 5 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(水準の向上) 第5条 知事は、<u>鳥取県児童福祉審議会</u>の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する審議会) 第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、<u>鳥取県児童福祉審議会</u>とする。</p>	<p>(水準の向上) 第5条 知事は、<u>子育て王国とっとり会議（子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項に規定する子育て王国とっとり会議をいう。以下同じ。）</u>の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。</p> <p>(幼保連携型認定こども園に関する審議会) 第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、<u>子育て王国とっとり会議</u>とする。</p>

規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成28年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務） 第8条 略</p> <p><u>（不妊治療に要する費用の援助に関する事務）</u> <u>第9条 条例別表第1の7の2の項の規則で定める事務は、体外受精又は顕微授精による不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために交付する鳥取県不妊治療費助成金の受給資格の認定に関する事務とする。</u></p> <p>（生活保護法による保護に準じて行う措置に関する事務に利用することができる情報） 第10条 略</p> <p>（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務に利用することができる情報） 第11条 略</p> <p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務に提供することができる情報） 第12条 略</p> <p>（特定個人情報の提供を受けることが必要な児童手当等の支給に関する事務） 第13条 略</p> <p>（児童手当等の支給に関する事務に提供することができる情報） 第14条 略</p> <p>（特定個人情報の提供を受けることが必要な生活保</p>	<p>（私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務） 第8条 略</p> <p>（生活保護法による保護に準じて行う措置に関する事務に利用することができる情報） 第9条 略</p> <p>（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務に利用することができる情報） 第10条 略</p> <p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務に提供することができる情報） 第11条 略</p> <p>（特定個人情報の提供を受けることが必要な児童手当等の支給に関する事務） 第12条 略</p> <p>（児童手当等の支給に関する事務に提供することができる情報） 第13条 略</p> <p>（特定個人情報の提供を受けることが必要な生活保</p>

<p>護法による保護の決定等に関する事務) <u>第15条</u> 略</p> <p>(生活保護法による保護の決定等に関する事務に提供することができる情報)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務に提供することができる情報)</p> <p><u>第17条</u> 略</p>	<p>護法による保護の決定等に関する事務) <u>第14条</u> 略</p> <p>(生活保護法による保護の決定等に関する事務に提供することができる情報)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務に提供することができる情報)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>
---	---

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第39号）の施行の日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>子育て王国とっとり会議</td> <td>子育て王国課</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県児童福祉審議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		子育て王国とっとり会議	子育て王国課	鳥取県児童福祉審議会		略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>子育て王国とっとり会議</td> <td>子育て王国課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		子育て王国とっとり会議	子育て王国課	略	
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
子育て王国とっとり会議	子育て王国課																		
鳥取県児童福祉審議会																			
略																			
附属機関	庶務担当機関																		
略																			
子育て王国とっとり会議	子育て王国課																		
略																			

附 則

この規則は、令和6年10月23日から施行する。